

事務連絡  
令和2年12月2日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

医療用医薬品の製造の状況・サプライチェーンに関する  
調査の実施（内用剤及び外用剤）について（周知依頼）

平素より医療用医薬品の安定的な確保にご協力いただきありがとうございます。  
す。

令和2年9月に厚生労働省医政局長が参集した「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」において、医療用医薬品の安定確保策についての提案が取りまとめられ、その取りまとめにおいて、安定確保医薬品を選定し、安定供給確保のための個別の対策を実施するためのカテゴリ（分類）を取り決めることとされました。

今般、この対応を円滑に進めるため、日本製薬団体連合会にもご協力いただき、製造販売業者に対し、医療用医薬品の製造の状況・サプライチェーンに関して別添による調査を実施することといたしました。

つきましては、貴管下の医療用医薬品製造販売業者に対して、別添の調査にご協力いただけるよう、周知徹底をお願いいたします。

なお、今回は内用剤及び外用剤についての調査を行います。先般、注射剤については別途、同様の調査の周知依頼を送付させていただいたところです。



( 別添 )

医療用医薬品（内用剤及び外用剤）の製造の状況・  
サプライチェーンに関する調査

平素より医療用医薬品の安定的な確保にご協力いただきありがとうございます。令和2年9月に厚生労働省医政局長が参集した「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」において、医療用医薬品の安定確保策についての提案が取りまとめられ、その取りまとめにおいて、安定確保医薬品を選定し、安定供給確保のための個別の対策を実施するためのカテゴリ(分類)を取り決めることとされました。

今般、この対応を円滑に進めるため、日本製薬団体連合会にもご協力いただき、製造販売業者に対し、医療用医薬品の製造の状況・サプライチェーンに関して以下の調査を実施することといたしました。

お忙しいところ恐縮ですが、以下の調査にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 調査対象：別紙1に記載の成分を有効成分とする内用剤及び外用剤
2. 調査内容：医療用医薬品の製造の状況・サプライチェーンに関する調査  
(別紙2の設問参照)
3. 回答者：別紙1の成分を有効成分とする医療用医薬品（内用剤及び外用剤）  
の製造販売承認を有する製造販売業者
4. 締切：2020年12月18日（金）
5. 回答方法：  
PRAISE-NET よりお答えください。

<https://www.praise-net.jp/pn/m/e.asp?id=MTU0NjU>

回答については、薬効分類を選択し、成分名及び製品名を記入の上、設問にご回答下さい。1回の回答で最大10成分まで記入可能となっておりますので、成分数が多い場合には回答送信後に、再入力をお願いいたします。

6. 情報の取扱い：

データの解析はPRAISE-NETのシステムで行います。また、本アンケートを通じて会社情報を知り得る者は事務局の一部職員に限定し、会員企業には開示されません。アンケートの回答についてお問い合わせする場合がありますことをご了承ください。

7. 問い合わせ先：

アンケートの内容について：医政局経済課：

大山、安斉

電話：03-3595-2421

メール：[genyaku-soudan@mhlw.go.jp](mailto:genyaku-soudan@mhlw.go.jp)

アンケートの回答方法について：日本製薬団体連合会：

春日 ([kasuga@fpmaj.gr.jp](mailto:kasuga@fpmaj.gr.jp))、諸橋 ([morohashi@fpmaj.gr.jp](mailto:morohashi@fpmaj.gr.jp))

電話：03-3527-3154

(別紙)

別紙1：内用剤及び外用剤の対象医薬品

別紙2：調査の設問